## 論 説

## 民事再生手続における留置権の <br> 取扱いに関する一考察

## 小 原 将 照

はじめに
I：破産手続における留置権の取扱い
1，破産法における規定
2，制度趣旨
3，現行法改正に際しての議論
4，破産手続における留置権の効力に関する議論
（1）商事留置権の留置的効力の帰趨
（2）使用人の給料債権等に係る民事留置権の帰趨
II：民事再生手続における留置権の取扱い
1，民事再生手続における担保権の処遇と留置権に関する規定
2，民事留置権に関する議論
3，商事留置権に関する議論
（1）商事留置権に基づく形式競売と相殺
（2）手形の商事留置権と弁済充当合意の効力

## III：検 討

1 ，基本的視座の確認
2，留置権の民事再生手続上の取扱い
（1）手続外の権利行使
（2）実体法上の地位を反映した再生手続上の地位
（3）留置権者の民事再生手続における権利行使に関する一考察 おわりに

## はじめに

そもそも留置権とは，他人の物を占有している者が，その物に関して生じ た債権を有するとき，その債権の弁済を受けるまで，その物を自らのもとに留置する（留め置く）権利である（民 295 条）。一定の要件を満たせば当然に発生する法定担保物権であり，当事者が合意で設定する権利ではない。このよ うな留置権は，他の担保物権，例えば，先取特権（民 303 条），質権（民 342条），抵当権（民369条）とは，決定的に違う点がある。他のそれぞれの規定 を見ると「他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。」 と定められているが，留置権の規定は，「その債権の弁済を受けるまで，そ の物を留置することができる。」と規定されている。このことから，他の担保物権は優先的な債権回収機能を与えられているのに対して，留置権には，原則として留置的な効力しかなく，それによって間接的に弁済を強制する機能しかない，と理解されている1）。

ただし，長く物を留置すると負担もかかるので，形式競売により留置物を売却する権利が与えられている（民執 195 条）。形式競売により留置物を売却 すれば，当然，換価金が留置権者に渡されることになるが，この換価金に対 して留置権者の留置的効力は及ばず（形式競売の結果として留置権は消滅すること になる），したがって，留置権者は留置物の所有者に換価金を引き渡さなけれ ばならないことになる。ただ，留置権者が被担保債権と換価金引渡債務とを相殺することは認められているので，事実上，債権回収を図ることは認めら れている2）。

留置権には，民法の規定に従って成立する民事留置権と，商法の規定に従って成立する商事留置権の 2 種類が存在する。両者は留置権の効力の点で は同じであるが，留置している目的物と被担保債権との関係の強弱，いわゆ る牽連関係性で違いがある。民事留置権は，「その物に関して生じた債権」 （民 295 条）と規定し，留置目的物と被担保債権との間の牽連関係を要求して

いる3）。これに対して商事留置権は，「商行為となる行為によって生じた債権」 の弁済を受けるまで，「その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物……を留置することができる」（商 521 条）と規定し，留置目的物と被担保債権との間の牽連関係は要求されていない4）。

このような留置権は，倒産手続においてどのように取り扱われ，また，そ こにはどのような議論が存在するのか。そもそも法的倒産処理において，担保権の処遇，あるいは担保権者の地位をどのように扱うのか，という点は重要な問題であり，極めて重要な国家政策であると理解されている5）。なぜな ら，次の相反する二つの考え方を踏まえた上で，債務者の倒産状態に際し，「すべての利害関係人の権利を適切に調整する」ことが求められているから である。一つは，そもそも被担保債権が弁済されなかったときに備えて担保権を設定している。そして，被担保債権が弁済されなくなつた究極の状態こ そ倒産であり，そのような倒産時に担保権が働いてこそ意味がある，という考え方である。もう一つは，担保権を有していたとしても，被担保債権は倒産状態に陥つた債務者に対する債権であることには変わりがない。それゆ え，債権者平等原則は，倒産状態であつても何ら変わることなく機能すべき であり，また，倒産状態という全員が弁済を受けられない状態だからこそ，債権者は等しく平等に扱われるべきである，という考え方である。担保権者 の地位を強化するほど，特定の債権者だけを優遇する状態が生まれるが，逆 に，債権者平等原則を頑なに貫くほど，担保の持つ意味が薄れ，実社会にお いての担保権の役割が十分に果たされないことになる。このバランスを取る ことこそ，倒産法という法分野の重要な役割の一つであると理解されてい る ${ }^{6)}$ 。

そして，被担保債権に関する優先回収機能がない留置権は，他の担保物権 と比較して特異であるだけでなく，倒産時においてどのような役割が期待さ れ，また，倒産法制においてどのように取り扱うのか，という点でも，他の担保物権と異なる検討がなされなければならないと考える。すでにわが国で は，学説•判例だけでなく立法においても，このような留置権の倒産法上の

取扱いについて議論を重ねてきた。しかし，いまだ結論の出ていない問題 や，検討されていない問題も存在し，それらを明らかにすることも重要な課題と考える。本論文では，そのような留置権に関して，民事再生手続におけ る取扱いを，破産法の取扱いやとれまでの判例等を参考にして，検討するこ とを目的としている。

## I：破産手続における留置権の取扱い

## 1，破産法における規定

そもそも破産手続は，手続開始決定時における債務者の財産を清算し，そ の清算金を債権者への配当にあてる手続である（破1条参照）。それゆえ，法人の場合は，破産手続の終了とともに法人格が消滅する（一般法人 148 条 6 号， 202 条 1 項 5 号，会社 471 条 5 号， 641 条 6 号）し，自然人の場合であっても，一部 の自由財産を除いて，手続開始時に有する財産は，すべて配当のための財源 として金銭に換価される（破 34 条等参照）。このような破産手続における担保権の取扱いは，その手続が清算を目的としていることから，担保権者の権利行使を優先させることとし，特定財産に対する担保権は別除権として手続外でその権利の持つ本来の方法で行使できると定めている（破 2 条 9 項， 65条 $)^{7)}$ 。

ところが，破産法は留置権について特別の定めを置き，他の担保権の取扱 いとは区別している。まず，民事留置権に関しては，破産財団との関係では効力を失う，と定められている（破 66 条 3 項）。したがって，民事留置権の留置的効力を破産手続で主張することはできないことになる。これに対して，商事留置権に関しては，特別の先取特権と見なす，と定められており（破 66条1項），その結果，民法その他の法律に定められている特別の先取特権が別除権となる（破 2 条 9 項）ことから，商事留置権も別除権として扱われるが，他の先取特権には遅れると定められている（破 66 条 2 項）。

## 2，制度趣旨

このような留置権の取扱いについては，旧破産法の規定をそのまま引き継 いだものであるが，その制度趣旨等については，検討しなければならない課題が存在する。旧破産法において，商事留置権について「特別ノ先取特権卜看做」し（旧破 93 条 1 項），民事留置権について「破産財団二対シテハ其ノ効力キ失フ」（同条 2 項）と定め，取扱いが異なることとなった経緯について は，沿革上の理由によるとされる8）。そもそも民事留置権は，ローマ法の一般的悪意の抗弁から出たものであるのに対して，商人間の留置権の起源は，中世イタリアの商人団体の慣習法であるとされる。それゆえ，破産手続にお いて商事留置権の効力を認めないと，商法が留置権を認めた趣旨が「無意義二帰ス」るためとされる。他方で，民事留置権に関しては，「此ノ如キ留置権ノ行使二依り破産財団二属スル財産ヲ留置セシムルハ止ダ財団ノ管理及換価テ妨グルモノニシテ百害アリテー利ナキチ以テナリ」という破産財団の管理換価上の問題点，民事留置権が認められる多くの場合は特別の先取特権が別途認められ債権者の保護に欠ける点はないとの判断，さらには優先弁済効 がなく換価権も認められない民事留置権に別除権を認める理由がない点が効力を失わせることの理由として挙げられている9）。

しかしながら，このような取扱いの違いに対しては，次のような立法論上 の批判がなされている。第一に，民事執行の場面では，民事留置権は引受主義の規定（民執 59 条 4 項•188条）や，動産執行における手続開始要件の規律 （民執 124 条• 190 条•163条1項）によって事実上の最優弁済を受けることがで きるのに対して，破産手続において一般債権者と同列に扱われることになる のは妥当ではないこと，第二に，国税徴収法 21 条 1 項が「商事，民事を問 わずすべての留置権を国税に優先される」としたことから，担保権の処遇の統一性の観点および商事留置権との取扱いのバランスの観点から見て，両者 の区別が妥当ではないととである ${ }^{10)}$ 。

## 3，現行法改正に際しての議論

わが国の倒産法制全体の改正作業は，平成8年10月にスタートした。そ の当初，法制審議会倒産法部会の審議を踏まえて，法務省民事局参事官室が作成した「倒産法制に関する改正検討事項」および「倒産法制に関する改正検討事項補足説明」では，留置権の取扱いが個別に取り上げられてはいな かった。旧法下での批判を前提にして，留置権の取扱いが検討されたのは，破産法改正時であり，それに先立つ民事再生法の制定時においては，商事留置権を別除権として取り扱うことは定められたものの（民再 53 条 1 項），民事留置権には特に定めが置かれることはなく，立法担当者からもこの点につい て何ら言及されていない11）。

このような留置権の取扱いは，破産法改正時において，法制審議会倒産法部会が取りまとめた「破産法等の見直しに関する中間試案」12）の「第3部 倒産実体法 第5担保権等の倒産手続上の取扱い 後註1」で，「民事留置権 の倒産手続上の取扱いについて，民事留置権は，再生手続及び更生手続にお いても手続の開始により効力を失うものとする考え方（破産法第 93 条第 2項参照）の当否については，担保•執行法制部会における留置権の効力に関 する検討状況を踏まえ，なお検討する。」と取り上げられた ${ }^{13)}$ 。法務省民事局参事官室が作成した「破産法等の見直しに関する中間試案補足説明 ${ }^{14)}$ に よると，改正の方向性としては，倒産法一般において民事留置権を商事留置権同様，特別の先取特権とみなす（破 93 条 1 項参照）との考え方もあり得る との指摘もなされているが，このような問題は，倒産法に限定された問題で はなく，広く留置権の効力という問題の一端であること，同時期に検討され ていた民法•民事執行法の改正作業においても，留置権者に優先弁済権を認 めた上で，不動産上の留置権は競売により消滅するものとすることの是非， および留置権者に競売の申立権を与えない現行法の規律を維持することの是非が検討されていた。そこで，その改正作業の検討状況を踏まえて，なお検

討するものとされたのである。
しかしながら，どちらの立法作業においても成案を見ることはできなかっ たため，現行破産法においても，旧破産法同様，商事留置権については特別 の先取特権とみなし（破 66 条 1 項），民事留置権については破産手続において失効する（同条 3 項），と規定されたのである。このような立法作業につい て，立法担当者は，次のように説明する。中間試案および同補足説明で示さ れていたように，民事留置権を倒産法一般で失効させる方向と，何らかの形 で民事留置権の効力を倒産法上認める方向があり，その中でもさらに細かく見解が分かれており，見解の一致を見るには至っていない。さらには，留置権の効力をめぐる実体法上の議論も十分に固まつているとはいえない状況に ある。また，民事留置権の効力を強化する方向で見直しをする場合には，従来の取扱いと異なるため，それによって生じる問題点や波及的効果を慎重に吟味する必要があると述べる。以上のことから，倒産処理手続における民事留置権の処遇については，なお慎重な検討が必要であり，今回の改正では特段の手当てをしなかったということである15）。

## 4，破産手続における留置権の効力に関する議論

以上のように，現行破産法では，留置権に関する旧法の取扱いについて改正がなされなかったため，旧法における破産手続上の留置権の取扱いに関す る議論は，現行法においてもそのまま維持されると解するのが当然である。 そこで，旧法において議論されていた問題について，以下では紹介すること とする16）。

## （1）商事留置権の留置的効力の帰趨

破産法 66 条 1 項は，商事留置権について破産財団に対しては特別の先取特権とみなすと規定している。この規定により，商事留置権が別除権として扱われ，留置物についての換価権および優先弁済権を与えられる点は明らか

である。問題は，本来，留置権に与えられていた目的物に対する留置権能 が，破産手続開始決定により存続するか否か，という点である。学説•下級審裁判例は，存続説と消滅説に分かれていた。

存続説は，破産法その他の規定に商事留置権を消滅させる旨の明示の規定 がないこと，留置権能を否定すると商事留置権者に与えられる特別の先取特権を実行することが困難になること，破産管財人が留置物の返還を受けて任意処分をしてしまうと商事留置権者が優先弁済を受けることができなくなる ことなどを理由に，破産手続開始後も商事留置権者の留置権能は存続すると主張した17）。

これに対して消極説は，留置機能がなくなつても留置物を破産管財人に返還する前に特別の先取特権に基づいて競売申立をすることができることから不利益はないこと，留置権能を認めると破産管財人は留置物の換価のために は被担保債権全額を支払つて引渡を受けなければならなくなり，商事留置権者は事実上最優先で弁済を受けることになり，それは「他の特別の先取特権 に遅れる」と規定した破産法の趣旨に反する結果となることなどを理由に，破産手続開始後は商事留置権者の留置権能は消滅すると主張した18）。

このような状況であったため，最高裁の判断が待たれていた。最高裁19） は，破産会社が破産手続開始決定前に金融機関に預けた手形について，破産管財人が破産手続開始後に同手形の返還を求めたが，金融機関がこれを拒否 し，支払期日に取り立てて自己の破産会社に対して有する貸金債権の弁済に充当したので，金融機関の行為は不法行為であるとして，破産管財人が金融機関に対して同手形金に対する損害金の支払いを請求した事案において，存続説の見解を採用し，金融機関が破産管財人からの手形の返還を拒むことが できると判示した ${ }^{20)}$ 。

ただし，本判決後も，破産手続開始決定により商事留置権の留置的効力は消滅するとの判断を示した下級審裁判例21）も存在している。

## （2）使用人の給料債権等に係る民事留置権の帰趨

旧破産法51条は，財団不足の場合の財団債権への弁済方法について定め を置いており，同条 1 項但書は，「財団債権二付存スル留置権，特別ノ先取特権，質権及抵当権ノ効力キ妨ケス」と定めていた。この規定は，現行破産法 152 条 1 項に引き継がれており，但書についてもそのまま引き継がれてい る。ところが，現行法への改正に際して，労働債権の一部財団債権化が規定 された（破 149 条 1 項）ことから，使用人の給料債権など，破産手続開始前の債権で財団債権とされているものを担保する民事留置権の効力について，民事留置権を破産財団に対してその効力を失うと定めた現行破産法66条3項 の規定と， 152 条 1 項但書の規定の適用について議論が生じることとなっ た ${ }^{22)}$ 。

考え方としては，そもそも現行破産法 66 条 3 項は破産手続開始前に生じ ていた民事留置権の帰趨を定めたものであり，152 条 1 項但書は破産手続開始後に財団債権について生じた民事留置権の帰趨を定めたものであって，本来その規律対象が異なっている23）。このことを前提として，破産手続開始前に発生していた破産債権が破産手続上財団債権として扱われる場合には，現行破産法 152 条 1 項但書により 66 条 3 項の例外として，財団債権を被担保債権とする民事留置権は例外的に失効しないとする見解24）と，152 条 1 項但書は破産手続開始決定後に財団債権について生じた民事留置権の帰趨に関 する規定であるから，破産手続開始決定前に生じていた使用人の給料債権等 を被担保債権とする民事留置権については 66 条 3 項によりその効力を失う とする見解 ${ }^{25)}$ が考えられるとされる。

この問題は，現行法制定後，活発に議論されていないため，いまだ解決に は至っていない。

## II ：民事再生手続における留置権の取扱い

## 1，民事再生手続における担保権の処遇 と留置権に関する規定

上述したように倒産手続における担保権の処遇は，極めて重要な国家政策 であり，実体法上の担保権者の地位をそのまま認めるのか，それとも担保権者の権利行使を制約し債権者平等原則を重視すべきか，という点は倒産法制 における重要な考慮要素である。清算型手続においては，その目的が債務者 の財産関係の清算にあることから，担保権者の権利行使の自由を認め，その実体法上の優先的地位を承認しても，手続の目的に反しない。これに対し て，再建型手続においては，担保権者の権利行使をどの程度自由に認め，あ るいはどの程度制約するのかは，制度の目的から検討すると単純に決めるこ とができない問題である ${ }^{26)}$ 。

わが国の再建型手続を見ると，会社更生法では，特定物に対する担保権を更生担保権として（会更 2 条 10 項），届出および調査•確定手続を経て，更生計画を通じて優先的な弁済を受ける（会更 47 条 1 項，168 条 1 項 1 号， 3 項，199条 2 項 2 号）ことに対して，民事再生法は，そのような担保権を別除権とし て，手続外での権利行使を認めており（民再 53 条 1 項， 2 項），同じ再建型手続 であっても，一方は権利行使の制約を受け，他方は権利行使の自由が認めら れているのである。

立法史的に会社更生法より後に制定された民事再生法が，会社更生法にお ける担保権の取扱いと異なる扱いを定めたことについては，次のように説明 されている。そもそも民事再生法の利用者として想定していた債務者が中小企業であり，そのような中小企業を対象とした再建型手続であることから，民事再生法は債務者自身が手続を進めるDIP型手続を採用した。その結果，手続を簡易化しないと債務者自身で手続を進行できないため，担保権者や優先権を持つ債権者を手続内に取り込まないことにしたのである ${ }^{27)}$ 。これを

前提にして，担保権者とは再生債務者が個別に話し合いを行い，再建のため の協力を合意で取り付けること（別除権協定）を締結することを基本的な指針 としている。そこには，そのような担保権者の協力が得られない場合には，事業を再建することなど不可能である，という判断がある28）。また，民事再生法は，総財産に対する優先権についても一般優先債権として手続外での権利行使を認めている（民再 122 条）。その趣旨については，別除権と同様，手続の簡易化があるが，次の点も趣旨として挙げられる。そもそも該当する債権の大半が租税債権と労働債権であるという前提がある。つまり，事業の再建を目指す法人などが，弁済しなければならない税金を払えない，あるい は従業員の給料を払えない，という状況であるなら，そのような法人などを再建させる意味はなく，また，およそ自力で再建できない，という判断があ る ${ }^{29)}$ 。

そして，このような担保権の処遇を踏まえて，民事再生法は，留置権に関 して，次のように定めている。民事再生法における留置権の取扱いは，商事留置権に関しては別除権とする旨の規定が置かれた（民再 53 条 1 項）。ただ し，破産法とは異なり，「特別の先取特権とみなす」規定は置かれず，その まま別除権とされている。このように破産法とやや異なる定めとされたこと について，（1）商事留置権に優先弁済権がないとしても，再生手続において は，他の再生債権者は再生手続開始の効力によって個別的権利行使を禁止さ れているので，事実上，商事留置権者が優先的満足を受けることができる可能性が高いと考えられること，（2）特別の先取特権とみなして，担保権の実行手続をとることができるものとすることにより，その実行を容易にする側面があるとはいえ，破産財団に属するすべての財産を換価処分する必要があ る破産手続とは異なり，再建型の手続である再生手続においては，商事留置権者の再建に格段の保護を与えてまで，別除権の行使を促す必要性に乏しい こと，（3）仮に破産法と同様の規律をすることにした場合には，再生手続開始前は商事留置権を有する者は，一般優先権のある債権には劣後するにもか かわらず，再生手続開始後に特別の先取特権とみなす場合には両者の順位が

逆転することになるが，再生手続が開始したとの一事をもつて，このような結論の差異が生ずることについて合理的な説明をすることは困難であるこ と，などを異なる取扱いの理由として挙げている ${ }^{30)}$ 。

これに対して，民事留置権に関しては，特に規定が置かれていない。その理由については明確ではなく，破産法のように効力を失わせる規定（破 66 条 3 項）を置かなかったことから，再生手続における民事留置権の取扱いが議論される。

## 2，民事留置権に関する議論

上述したように，民事留置権に関して民事再生法に何ら規定が置かれてい ないため，再生手続開始決定時に再生債務者財産に存する民事留置権の効力 の消長を検討する必要がある。これについて通説は，破産法のように民事留置権が失効する規定がない以上，再生手続が開始されても民事留置権は何ら影響を受けることなく，その留置的効力は存続すると解している ${ }^{31)}$ 。下級審裁判例 ${ }^{32)}$ も，再生手続の開始あるいは再生計画によって民事留置権に基 づく目的物の留置的効力は当然には失われない，との判断を示し，通説と同 じ立場に立つている。

以上の通説の見解に従うと，民事再生手続における民事留置権の取扱いは次の通りとなる。民事留置権は別除権ではないため，再生手続開始後は，民事留置権に基づく競売を開始することはできず，すでに開始されている競売手続は，再生手続開始決定により当然に中止され（民再 39 条 1 項），再生計画認可決定の確定により失効する（民再 184 条）${ }^{33)}$ 。また，別除権でない以上，財産の受戻し（民再 41 条 1 項 9 号）や担保権消滅許可（民再 148 条）の対象にもな らないと考えられる ${ }^{34)}$ が，類推適用の可能性は否定できない35）。なお，民事留置権の被担保債権である再生債権は，弁済禁止の対象となっている（民再 85 条 1 項）が，手続外で再生債務者等が民事留置権者と話し合いを行い，一定の金員を支払って，目的物を取り戻すことはできる，との見解もある ${ }^{36)}$ 。

## 3，商事留置権に関する議論

## （1）商事留置権に基づく形式競売と相殺

商事留置権に関しては，別除権として取り扱う（民再 53 条 1 項）と定めら れ，かつ破産法のように特別の先取特権とみなされていないことから，商事留置権者は，その本来の権利行使の方法に従い別除権を行使することにな る。したがって，再生手続開始も形式競売により留置物を売却することがで きる（民執 195 条）${ }^{37)}$ 。しかしながら，形式競売による換価金に対して留置権者 の留置的効力が及ばないことに変わりはなく，留置権者は留置物の所有者， すなわち再生債務者に対して換価金引渡債務を負担することになる ${ }^{38)}$ 。上述したように，実体法上は，留置権者が被担保債権と換価金引渡債務とを相殺でき，事実上，債権回収を図ることができるが，このような相殺が倒産法 における相殺制限規定に抵触することになる。すなわち，再生債権者が再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したときには，相殺をすること ができない（民再 93 条 1 項 1 号）。また，同号に抵触する場合は，債務負担の原因のいかんを問わず，一律に相殺を制限されることになる（同条 2 項参照）${ }^{39)}$ ） したがつて，留置権者は，再生手続開始後に形式競売を実行した場合には，相殺による回収を図ることができず，結局，別除権としての商事留置権は，本来の意味の留置的権能のみが認められ，再生債務者との間で被担保債権の弁済について何らかの話し合いをすることになるとされる ${ }^{40) ~ 。 ~}$
（2）手形の商事留置権と弁済充当合意の効力
このような商事留置権の民事再生手続上の取扱いについて，近時議論と なつたのが，取立委任を受けた約束手形について生じた商事留置権の再生手続上の効力に関する問題である。

事案によって，やや争点が異なるが，主な検討の視点は，次の二点にあると される。第一に，取立委任を受けた約束手形についての商事留置権により，

その取立金も留置することができるのかという点，第二に，取立金を法定の手続によらず会社の債務の弁済に充当し得る旨を定めた約定が民事再生法上 も有効であるのかという点が，それである。下級審裁判例および学説は，こ の二つの視点をもとに，次の三つの見解に分かれていた。第一の見解は，取立金には留置的効力は及ばず，弁済充当の約定は無効であると解するもので ある ${ }^{41)}$ 。第二の見解は，取立金にも留置的効力は及ぶが，弁済充当の約定 は無効であると解するものである ${ }^{42)}$ 。そして，第三の見解は，取立金にも留置的効力は及び，弁済充当の約定も有効であると解するものである $\left.{ }^{43)} 44\right)$ 。

最一小判平成 23 年 12 月 15 日（以下「平成 23 年最判」という）${ }^{45)}$ は，第三の見解を採用し，取立金にも留置的効力が及び，弁済充当の約定も有効である から，Y 銀行の取立と弁済充当を認める判断をした。この平成 23 年最判に ついては，その射程が問題となり，商事留置権すべてに及ぶと考えるのか， それとも取立委任を受けた約束手形についての商事留置権に限定されるの か，という点は，民事再生手続における商事留置権の効力を考える上で，極 めて重要な問題であると考える ${ }^{46)}$ 。

## III：検 討

## 1，基本的視座の確認

以上を踏まえて，民事再生手続における留置権の取扱いに関して，私見を検討する前に，基本的視座を確認しておく。この問題は，実体法上の留置権 の効力等の何らかの問題について，それを解釈や立法で修正•変更すること が議論の中心ではない，という点である。そもそも，留置権の倒産手続上の取扱いが問題になるのは，第一に，破産法に由来する民事留置権と商事留置権の取扱いが異なる点と，第二に，実体法上の物的担保の取扱いが，倒産法上，特定物に対する担保権と総財産に対する担保権の二種類についての規定 しか存在しない点に原因があると考える。この二点から，民事留置権と商事

留置権の取扱いの違いが問題視されるとともに，実体法上の物的担保の種類 では留置権とは異なる種類の担保権，つまり優先弁済効を持つ特定物に対す る担保権と総財産に対する担保権のいずれかの倒産法上の取扱いに留置権の取扱いを合わせる，あるいは合わせるのが困難であることから留置権を失効 させるため，実体法上の留置権の意義を倒産手続上損なつている点が問題視 されるのである。

したがって，留置権の民事再生手続上の取扱いを検討するに際しては，そ の実体法上の効力をそのままに，民事再生手続上どのように反映させるかを中心に検討すべきである。そもそも倒産法は，実体法上の権利関係を倒産と いう債務者の極限の資力不足の状態において，どのように公平かつ公正に権利関係を調整するのか，という目的がある（破 1 条，民再 1 条参照）。したがつ て，倒産法において生じている問題が実体法に起因するというより，実体法 の権利関係を倒産法において適切に調整できていない，と考えるべきではな いか。それゆえ，留置権の民事再生手続における取扱いを検討するに際して も，この点を基本的視座として進めることとする。

## 2，留置権の民事再生手続上の取扱い

## （1）手続外の権利行使

すでに述べたように，民事再生手続の制度設計の中で特徴的なものの一つ に，再生債権について組分けを行わず 1 種類とし，担保権や優先権のある債権については，手続外での権利行使を認めた点にある。これを前提とする と，少なくとも留置権者は，実体法上何ら優先権のない一般の債権者とは異 なる地位にあり，再生手続の中に組み入れられるものではなく，手続外での権利行使を認めるべきことになる。

## （2）実体法上の地位を反映した再生手続上の地位

では，留置権の実体法上の地位を反映した再生手続上の地位はどうあるべ

きか。上述したように，民事再生法は特定物に対する担保権を破産手続同様，別除権として扱い，手続外での権利行使を認めている（民再 53 条）。ま た，総財産に対する優先権については，一般優先債権として，やはり手続外 での権利行使を認めている（民再 122 条）。

しかしながら，留置権は，これら二つの権利とその実体法上の地位が明ら かに異なる。特に，上述したように優先弁済効がない点は，これら二つの権利との決定的な違いであろう。その点を踏まえて考えると，民事留置権，商事留置権の双方をこれら二つの担保権と同じ取扱いにすることに違和感を覚 える。さらにいえば，破産手続開始により民事留置権が失効すること（破 66条3項）について，実体法上の効力を弱体化するとの批判がある ${ }^{47)}$ 。この点，確かに当を得た批判ではあるが，そのことが直ちに，民事留置権の効力を強化する方向へと導くわけではない。むしろ，商事留置権が破産手続開始によ り，実体法上の効力を強化されている方向もまた問題視されるべきではない か。このように考えると，実体法上の留置権の効力を適切に反映した制度は現行破産法上存在しない，という結論を導くことになる48）。ただ，民事再生法は，別除権について「再生手続によらない」権利行使を認めているだけ なので（民再 53 条 2 項），商事留置権に優先弁済効を付与するわけではない。 それゆえ，実体法上の商事留置権の効力を強化するわけではないので，破産手続のような議論をする必然はない。

## （3）留置権者の民事再生手続における権利行使に関する一考察

前述したように，商事留置権に関しては，別除権として扱われるものの， その権利行使は被担保債権回収のためには十分でなく，再生債務者との協議 に委ねられることになる49）。民事留置権に関しては，その消長が何ら規定 されておらず，かつ特別の取扱いもないため，被担保債権が再生債権となる だけだが，再生債務者との間で何らかの合意を締結することは可能であると考える ${ }^{50)}$ 。

このような取扱いはやや中途半端な印象を受けるが，このような取扱いの

形こそ留置権の実体法上の効力をよく表しているのではないかと考える。す なわち，目的物を留置して被担保債権の弁済を図ることは，債務者の譲歩を引き出すことであり，再生債務者との交渉とその結果としての合意により，留置権者の権利が一定程度認められることは，実体法上の地位と親和的では ないかと考える。

## おわりに

このような民事再生手続における留置権の取扱いの理解は，現行法の規定 をより積極的に評価するものである。商事留置権に関しては別除権として取 り扱われることから，一見，そのような積極的な評価と調和しないようにも見える。しかしながら，あくまでも「本来の権利行使の方法」しか認められ ていない趣旨，および別除権協定を締結することが再建を目指す上で重要と されていることから考えると，商事留置権の現行民事再生法上の取扱いは，実体法上の地位をそのまま反映させたものと積極的に評価できるのではない かと考える。

民事留置権については，民事再生法の立法経緯から考えると，先送りされ た扱いである。しかしながら，手続外で合意を締結し，一定の解決を図るこ とができるのであれば，それも現行民事再生法上の民事留置権の取扱いとし て，積極的に評価することができよう。

そして，現行民事再生法における留置権の取扱いを，このように積極的に評価することで，留置権の取扱いについて立法的手当を考える方向にも大き く影響を与えることになると考える。具体的には，当事者間の合意が成立し ない場合に備え，裁判所による査定決定のような強制的解決方法と，その決定の確定による留置権の消滅を組み合わせた制度の導入である。このような制度的補完がなされれば，留置権の民事再生手続上の取扱いについては，合意を主体とした取扱いで問題がないと考える。

さて，このような留置権の再生手続上の取扱いを検討し一定の結論に達し

たことから，新たな問題，すなわち，留置権の破産手続における取扱いにつ いても，一つの方向性を示せるのではないかと考える。そもそも，他の実体法上の権利と異なる地位にある留置権を，他の権利の破産手続上の取扱いに合わせることに無理がある。また，民事留置権と商事留置権の取扱いの差異 も問題をより複雑にしている。十分な検討を踏まえてはいないが，留置権の破産手続における取扱いも，既存の制度に無理に合わせるのではなく，その実体法上の地位を踏まえた新たな制度を検討すべきではないかと考える51）。

## 註

1）近江幸治『民法講義 III 担保物権〔第 2 版補訂〕』（成文堂，2009）15頁，本田純一ほか『ハイブリッド民法物権•担保物権』（法律文化社，2007）168頁，川井健『民法概論 2 （物権）［第 2 版］』（有斐閣，2005） 231 頁，内田貴『民法 III 〔第3版〕債権総論•担保物権』（東京大学出版会，2005）501－502 頁，我妻栄『新訂担保物権法』（岩波書店，1968）19頁など参照。
2）近江•前揭註 1） 35 頁，本田ほか・前揭註 1） 177 頁，川井•前揭註 1）245－246頁，内田•前揭註 1） 503 頁，我妻•前揭註 1）44－45頁。
3）近江•前揭註 1）22－23頁，本田ほか・前揭註 1）171－174 頁，川井•前揭註 1） 235頁，内田－前揭註 1）504－506頁。
4）近江•前揭註 1）19頁，本田ほか・前揭註 1） 169 頁，内田•前揭註 1） 506 頁。
5）山本和彦ほか『倒産法概説（第 2 版補訂版）』（弘文堂，2015）113頁〔沖野眞已〕，谷口安平（監）『レクチャー倒産法』（法律文化社，2013）88頁〔坂田宏］，中野貞一郎 $=$ 道下徽（編）『基本法コンメンタール破産法〔第二版〕』（日本評論社，1997）143頁〔宮川聡〕，霜島甲一『倒産法体系』（勁草書房，1990） 248 頁，谷口安平『倒産処理法〔第2版〕』（筑摩書房，1980）217－218頁など参照。
6）伊藤眞『破産法•民事再生法 〔第3版〕』（有斐閣，2014）430－431頁，山本克已 （編）『破産法•民事再生法概論』（商事法務，2012）169 頁，山本ほか・前揭註 5） 112－113頁［沖野眞巳〕，谷口（監）•前揭註5）88頁〔坂田宏〕など参照。
7）別除権の詳細については，伊藤眞ほか『条解破産法〔第2版〕』（弘文堂，2014） 38－40 頁，497頁以下，山本ほか・前揭註 5）113頁以下 〔沖野眞巳〕，伊藤•前揭註 6） 430 頁以下，山本（編）•前揭註 6） 173 頁以下〔佐藤鉄男〕など参照。
8）斎藤秀夫『競売法〔補訶版〕（有斐閣，1973）40 頁，林良平（編）『注釈民法（8）』 （有斐閣，1965）18 頁［田中整爾〕，近江•前揭註 1）17－19頁，霜島•前揭註 5） 252頁，谷口•前掲註5）223－224頁など。なお，留置権の制定史を実体法も含め検討す るものとして，鈴木正裕「留置権小史」河本一郎＝仲田哲（編）『会社法•金融取引

法の理論と実務（河合伸一判事退官•古稀記念）』（商事法務，2002）191頁がある。
9）斎藤秀夫ほか（編）『注解破産法〔第三版•上巻〕』（青林書院，平10）660－662頁〔斎藤秀夫〕，中野＝道下•前揭註 5）146頁〔宮川聡〕など。
10）法務省民事局参事官室「破産法等の見直しに関する中間試案補足説明」別冊 NBL 74 号 158 頁（2002），石原辰次郎『破産法和議法実務捴攬（全訂版）』（酒井書店，1981）292頁，遠藤功「別除権の意義と基礎」斎藤秀夫＝伊東乾（編）『演習破産法』（青林書院新社，1973）335頁，井上直三郎『破産法綱要』（弘文堂書房， 1925）112頁，中野＝道下•前掲註 5）146頁〔宮川知法〕，斎藤ほか・前掲註9） 662－663頁〔斎藤秀夫〕など。
11）深山卓也ほか『一問一答 民事再生法』（商事法務研究会，2000）14－15 頁参照。
12）法制審議会倒産法部会「破産法等の見直しに関する中間試案」別冊 NBL 74 号 36頁（2002）。
13）担保•執行法制の見直しにおける留置権の議論に関しては，法制審議会担保•執行法制部会より公表された「担保•執行法制の見直しに関する要綱中間試案」ジュ リ1221号186頁以下（2002），および法務省民事局参事官室より公表された「担保•執行法制の見直しに関する要綱中間試案補足説明」ジュリ1223号112頁以下（2002） を参照。
14）法務省民事局参事官室•前揭註 10）157－159頁。
15）小川秀樹（編）『一問一答 新しい破産法』（商事法務，2004）109－110頁。
16）なお，不動産に対する留置権の成否も旧法下以来議論されており，担保•執行法 の改正時にも取り上げられた重要な問題であるが，破産法の規定とは直接関係がな いので，ここでは取り上げない。議論の詳細については，近江•前掲註 1）20－21頁，川井•前掲註 1）273頁以下など参照。
17）大阪地判平成 6 年 2 月 24 日金法 1382 号 42 頁，伊藤眞『破産法（全訂第 3 版補訂版）』（有斐閣，2001）288頁註 22，田邊光政「手形と商事留置権」金法1424号20頁（1995），松下淳一「判批」リマークス 11 号 158 頁（1995），佐久間弘道「貸出先 の破産と代金取立手形の担保的効力」金法1276号4頁（1991）など。
18）大阪高判平成 6 年 9 月 16 日判時 1521 号 148 頁，山本克己「破産宣告と商事留置権の効力」金法 1522 号 14 頁（1998），石川明「判批」判評 440 号 243 頁（1995），角紀代恵「判批」判タ 863 号 31 頁（1995），田原睦夫「手形の商事留置権と破産宣告」金法 1221 号 22 頁（1989）など。
19）最三小判平成 10 年 7 月 14 日民集 52 巻 5 号 1261 号。本判決の評釈として，松井秀征「判批」法協 117 巻 12 号 1819 頁（2000），早川徹「判批」リマークス 19 号 92頁（1999），清水元「判批」判評 487 号 223 頁（1999），弥永真夫「判批」金法 1556号 49 頁（1999），鳥山恭一「判批」ジュリ臨増 1157 号 110 頁（1999）などがある。
20）さらに，約定書による合意に基づき，手形を取り立て，債権の弁済に充当するこ

とも認めた。
21）東京高決平成 10 年 11 月 27 日判時 1666 号 143 頁。評釈として，山本和彦「判批」判評 496 号 206 頁（2000），西口元「判批」判夕 1036 号 56 頁（2000），新美育文「判批」判タ 1002 号 53 頁（1999）などがある。
22）旧法下では，この問題自体生じない。
23）竹下守夫ほか編『大コンメンタール破産法』（青林書院，2007）601頁〔上原敏夫］。
24）小林秀之＝沖野眞巳『わかりやすい新破産法』（弘文堂，2005）150頁，竹下ほ か・前揭註 23） 601 頁〔上原敏夫〕。

25）小林 $=$ 沖野•前揭註24）149頁は，立案担当者の見解として示す。
26）松下淳一『民事再生法入門〔第 2 版〕』（有斐閣，2014）91頁，山本ほか・前掲註 5） 113 頁〔沖野眞巳〕。
27）園尾隆司＝小林秀之『条解民事再生法〔第3版〕』（弘文堂，2013）278頁〔山本浩美］，深山ほか・前揭註 11）14頁，松下•前掲註 26）92頁など。
28）倉部真由美「別除権協定について」事業再生研究機構編『民事再生の実務と理論』 （商事法務，2010）342頁，山本ほか・前揭註 5）149頁〔沖野眞巳〕，山本（編）•前掲註 6）180頁〔佐藤鉄男〕，松下•前掲註 26） 98 頁など参照。
29）松下•前掲註26） 87 頁。
30）花村良一『民事再生法要説』（商事法務研究会，2000）161頁，山本ほか・前揭註 5） 145 頁〔沖野眞巳〕，園尾＝小林•前掲註 27） 280 頁〔山本浩美〕など。

31）福永有利（監）『詳解民事再生法（初版）』（民事法研究会，2006）315－316頁〔山本和彦］，山本克己「民事再生手続開始の効力」ジュリ 1171 号 26 頁， 32 頁（2000），山本和彦「民事再生手続における担保権の処遇」銀法566号53頁，54頁（1999），山本ほか・前揭註 5）129頁〔沖野眞巳〕，山本（編）•前掲註 6）189頁〔佐藤鉄男〕 など。
32）東京地判平成 17 年 6 月 10 日判タ 1212 号 127 頁。評釈として，山木戸勇一郎「判批」金判 1361 号 64 頁（2011）などがある。

33）小林信明「倒産手続における留置権」金法 1760 号 18 頁（2006），園尾＝小林•前揭註 27） 290 頁〔山本浩美〕。
34）伊藤•前揭註 6）897頁註 4），松下•前揭註 26）94頁，園尾＝小林•前掲註 27） 291 頁〔山本浩美〕，福永（監）－前揭註 31）306頁〔山本和彦〕。
35）伊藤•前揭註 6） 897 頁註 4），山本（編）•前揭註 6）172頁〔佐藤鉄男〕。
36）西謙二「民事再生手続における留置権及び非典型担保の扱いについて」民訴 54 号 57 頁， 62 頁（2008），山本（編）•前揭註 6）172頁〔佐藤鉄男〕，園尾 $=$ 小林•前掲註 27） 291 頁〔山本浩美〕，福永（監）•前掲註 31）306頁〔山本和彦〕。
37）山本ほか・前揭註 5）145頁〔沖野眞巳〕，松下•前揭註26）93頁，園尾＝小林•

前揭註 27） 280 頁〔山本浩美〕，福永（監）•前揭註 31）307頁〔山本和彦〕，山本克己•前揭註 31）33頁。
38）園尾 $=$ 小林•前掲註 27） 280 頁〔山本浩美〕，福永（監）•前揭註 31）307頁〔山本和彦了。
39）松下•前揭註 26）93頁，園尾＝小林•前掲註 27）280頁〔山本浩美〕，福永（監）•前揭註 31）307頁〔山本和彦〕。
40）松下•前揭註 26）93－94頁，福永（監）•前掲註 31）307頁〔山本和彦〕。
41）東京高判平成 21 年 9 月 9 日金法 1879 号 28 頁（後掲平成 23 年最判の二審），東京地判平成 23 年 8 月 8 日金法 1930 号 117 頁。

42）福井地判平成 22 年 1 月 5 日金法 1914 号 44 頁。
43）岡正晶「商事留置手形の取立充当約定は再生手続開始後も有効と判断した高裁判決」金法1914号28頁（2011），村田渉「民事再生手続における取立委任手形の商事留置権の取扱い」金法1896号20頁（2010），伊藤眞ほか「〈座談会〉商事留置手形 の取立充当契約と民事再生法との関係」金法1884号8頁〔伊藤発言〕（2009）。
44）なお，取立金に留置的効力が及ぶか否かという点について判断を留保あるいは判断せず，取立金の弁済充当について肯定するものとして，名古屋高裁金沢支判平成 22 年 12 月 15 日金法 1914 号 34 頁，否定するものとして，東京地判平成 21 年 1 月 20 日金法 1861 号 26 頁（後掲平成 23 年最判の一審），山本和彦「判批（前掲名古屋高裁金沢支判平成 22 年 12 月 15 日）」金法 1929 号 11 頁（2011）がある。
45）民集 65 巻 9 号 3511 頁。事案の概要は，次の通りである。 X 社から取立委任を受 けた手形について商事留置権を有する Y 銀行は，X 社の再生手続開始後に手形を取 り立て，その取立金を法定の手続によらず X 社の債務の弁済に充当しうる旨を定め る銀行取引約定に基づき，Y 銀行の有する再生債権の一部に弁済充当したととにつ いて，この弁済充当の可否が争われた。なお，本判決の評釈として，中井康之「判批」別冊ジュリ 216 号 108 頁（2013），山本克己「判批」ジュり臨増 1453 号 135 頁 （2013），岡正晶「判批」金法 1937 号 9 頁（2012），野村剛司「判批」民商 146 巻 3号 306 頁（2012），齋藤善人「判批」判評 644 号 171 頁（2012），中島弘雅「判批」金法1953号15頁（2012）などがある。
46）中井•前掲註 45）109頁，山本•前掲註 45）136頁など。
47）山本ほか・前揭註 5）129－130頁〔沖野眞巳〕。
48）小林 $=$ 沖野•前掲註 24）145頁〔沖野眞巳〕。
49）松下•前揭註26）93－94頁。
50）II 2 参照。
51）平井信二「民事留置権•商事留置権に関する改正提言（付：先取特権）」倒産法改正研究会編『提言倒産法改正』（きんざい，2012）249頁以下は，商事留置権消滅請求制度を提言しており，また，松岡久和「留置権に関する立法論」別冊 NBL 69 号

88 頁， 104 頁（2002）は，担保権消滅請求制度の活用を示しており，制度的補完の考え方では同じ方向性ではないかと考える。小島伸夫「民事留置権と商事留置権の倒産法上の取扱いの異同」「倒産と担保•保証」実務研究会編『倒産と担保•保証』 （商事法務，2014）429頁，443頁も同様の制度整備を主張する。
＊本研究は，「2016 年度南山大学パッへ研究奨励金 I－A－2」による研究成果の一部である。

